Ｑ：利用者の心身の状況等により、当該サービス事業所以外に利用可能な事業所が見当たらない場合は、正当な理由に該当しますか。

A：当該居宅サービス計画が正当な理由４の「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」に該当する場合、又は正当な理由５③の「上記の他、他事業所での受け入れが困難であり、当該事業所を利用せざるを得ない客観的かつ明確な理由があると認められる居宅サービス計画」に該当する場合は、正当な理由に該当します。

１つの居宅サービス計画が正当な理由４及び５①②③の複数に該当する場合は、正当な理由４の計画数に計上してください。

判定割合の計算方法については、厚生労働省の平成２７年度介護報酬改定に関するＱ＆A（Vol.２）　問２８、本市ホームページの計算上の留意事項について④を参照してください。

Ｑ：正当な理由４に該当する「個別支援策検討会議」や「直接介護保険サービスの提供に当たらない専門職種が出席するサービス担当者会議」を開催した場合、どの期間において正当な理由と認められますか。

A：正当な理由と認められる期間は、当該会議において意見・助言を受けた居宅サービス計画の期間となります。（計画の開始日又は終了日が月途中である場合はその属する月は正当な理由と認められる期間に該当します。）ただし、当該計画の期間中に利用者の状態の変化等により計画の変更を行った場合は再度「直接介護保険サービスの提供に当たらない専門職種が出席するサービス担当者会議」を開催する必要があります。(軽微な変更を除く。)

また、平成２７年９月１日以前に開催された会議であっても当該会議で意見・助言を受けた居宅サービス計画の期間が平成２７年９月１日以降に及んでいれば、居宅サービス計画の終了日（終了日が月途中である場合はその属する月）まで正当な理由に該当します。

　　判定割合の計算方法については、厚生労働省の２７年度報酬改定Ｑ＆A（Vol.２）　問２８、本市ホームページの計算上の留意事項について④を参照してください。

Ｑ：今回、正当な理由４「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」について、利用者から提出を受ける理由書の様式が示されましたが、この理由書はすでにサービスを利用している利用者についても提出してもらうのですか。

A：平成27年10月1日以降の新規の利用者については、すべて今回お示しした理由書の様式を使用してください。（ただし、必要事項が記載できるものであれば、独自の様式を使用しても構いません。）

平成27年10月1日以前から居宅サービス計画を作成している利用者については、今後の居

宅サービス計画の変更時から今回お示しした理由書の様式を使用してください。（ただし、必要事項が記載できるものであれば、独自の様式を使用しても構いません。）

Ｑ：東大阪市高齢者地域ケア会議の個別支援策検討会議は、地域包括支援センターに依頼すれば、必ず実施してもらえますか。

A：東大阪市高齢者地域ケア会議の個別支援策検討会議とは個別の支援困難ケースについて関係者により支援策の樹立を目的に検討を行う会議であり、地域包括支援センターがその目的に即し必要と判断した場合に実施します。

居宅介護支援事業所においては、当該会議の目的を理解した上で、必要と思われる場合に依頼を行ってください。（特定事業所減算の正当な理由に該当させることを目的としたものではありません。）

Ｑ：正当な理由４に該当する「直接介護保険サービスの提供に当たらない専門職種が出席するサービス担当者会議」において、主治医が出席した場合は直接サービス提供に当たらない専門職種に該当しますか。

A：当該利用者に介護保険サービス（居宅療養管理指導を含む）の提供を行っていない主治医が出席した場合は直接サービス提供に当たらない専門職種に該当します。

Ｑ：月遅れで給付管理を行った居宅サービス計画は、判定割合の計算において、どの月の居宅サービス計画数にカウントするのですか。

A：月遅れかどうかにかかわらず、給付管理を行った月ではなく、サービス提供月にカウントします。

Ｑ：個々の居宅サービス計画が正当な理由５に該当するかどうかは、チェックシート別紙２により、東大阪市が判断することとなっていますが、判定期間を終了しないと該当するかどうかが事業所にはわからないのですか。

A：チェックシート別紙２については判定期間が終了していなくても、判定期間開始日以降であれば提出が可能であり、提出されたものについては聴き取り等を行い、随時判断します。

Ｑ：正当な理由の一つである、居宅介護支援事業所の通常の実施地域にサービス事業所が各サービスごとでみた場合に５事業所未満であるというのは、いつ時点での状況で判断するのですか。

A：居宅介護支援事業所の通常の実施地域及び各サービスごとの事業所数はどちらも判定期間の初日時点（前期判定分については３月１日、後期判定分については９月１日）の状況で判断します。

　 この際、休止中の事業所は、カウントから外して差し支えありません。

また、みなし指定の事業所についても、介護給付費の請求がないなど介護保険事業の実態を踏まえ、カウントから外して差し支えありません。

なお、居宅介護支援事業所の通常の実施地域については、届出内容と事業所のサービス提供の実態が大きく異なっていないか等、東大阪市が個別に判断します。

Ｑ：提出期限（前期９月１５日　後期３月１５日）を過ぎてから、特定事業所集中減算の判定期間に遡って認定結果が出たケースについては、どのように取り扱ったらよいのですか。

Ａ：このようなケースについては、通常の取り扱いとは異なり、前回の認定結果に基づいてカウントしてください。